

報告

資本剰余金を原資とする配当の実態調査

正 司 素 子

はじめに

平成13年(2001年)6月の商法改正では、法定準備金(資本準備金および利益準備金)制度の方向性に大きな転換があった。それまでの改正は、資本準備金または利益準備金の積立基準を強化する目的で行われてきたが、平成13年以降は、緩和する方向での改正が行われることとなるのである。資本準備金または利益準備金の積立基準の緩和の背景としては、公開会社の時価発行増資に伴う多額の資本準備金の存在および資本減少手続きとの関係が挙げられている。後者については、平成13年改正前商法においても、資本の減少手続きに関する規定が設けられているにもかかわらず、資本よりも拘束性の弱い法定準備金には減少手続きがなく、その用途が資本の欠損填補または資本の組み入れの場合に限定されていたことを指す。

また、平成13年商法改正に先立ち行われた、組織再編に関連する商法改正も関連性があると考えられる。平成9年(1997年)改正で、吸収合併における存続会社は、合併に際して行う新株発行に代えて自己株式を消滅会社の株主に対して交付できるという規定が新設された。平成11年(1999年)改正においては、完全親子会社関係を円滑に創設するために、株式交換および株式移転の制度が新設された。これらの組織再編に伴い発生する承継財産の額と増加資本金の差額が、平成13年商法改正では、「その他の資本剰余金」として取り扱われることとなるからである。

平成13年(2001年)以降の商法改正で、資本準備金または利益準備金の積立基準の緩和に関連する主たる内容は、以下のとおりである。

- 従来、利益処分として支出する金額の10分の1以上を、資本金の4分の1に達するまで、利益準備金として積み立てなければならなかったが、資本準備金と利益準備金の合計額で資本金の4分の1に達するまでとした。
- 従来、法定準備金の使用を資本の欠損の填補および資本金組み入れに限っていたが、資本準備金と利益準備金の合計額が資本金の4分の1を超過する場合は、その超過額に相当す

る額を、株主総会の普通決議により、取り崩すことが可能となった¹⁾。なお、法定準備金の減少手続きには、債権者保護手続きおよび法定準備金の減少無効の訴えといった資本減少の規定が準用される。

- 法定準備金の取り崩しの順序は、利益準備金または資本準備金のいずれからでも良いこととなった。
- 減資差益が資本準備金から除外された。資本の減少により減少した資本の額が株式の償却又は払い戻しに要した金額あるいは欠損填補に充てた額を超える場合であっても、その超過額である減資差益について資本準備金としないこととされた。すなわち、資本準備金ではなく配当原資とされたのである。

本稿では、これらの改正に伴い、企業においてどのような配当行動が行われたかについて、調査を行った結果について報告する。

1. 調査の目的

資本剰余金を原資とする配当が行われたケースを調査・分類することにより、平成13年改正商法が企業の配当行動にどのような影響を与えたかを検証する。

2. 調査の対象および方法

調査対象：全上場企業の有価証券報告書

調査期間：2006年5月1日以降2011年3月末までに終了する会計年度（5カ年）

調査スコープおよびキーワード：連結株主資本等変動計算書もしくは株主資本等変動計算書において、「資本剰余金」および「配当の効力発生日が翌年」の両方の言葉が含まれている企業

該当社数：87社

3. 調査結果のまとめ

該当社数87社のうち、優先株式の条項を順守するためにその他資本剰余金を原資とする配当を実施したとみられる会社が12社、株式移転・株式交換等の組織再編が直接・間接の原因とみられる会社が18社、業績の悪化・低迷に関わらず配当を維持（もしきは新規配当）することを目的とした会社が52社、これらのいずれの類型にも該当しない会社が5社であった。

1) 平成13年改正前商法においても、取締役会決議により法定準備金をいったん資本に組み入れ、ただちに株主総会決議により同額の減資を行えば、実質的に法定準備金の取り崩しが可能であった。

類型／下位区分	会社数	内 容
①優先株式型	12	普通株式については配当を実施しないが、優先株式については、その条項の順守として、その他資本剰余金を原資とする配当を実施した類型。
ゴルフ場経営主体の株式会社化	4	預託金会員制のゴルフ場経営主体が、経営の安定化を目的として、株式会員制を採用し、従来の会員に優先株式を発行した類型。
短期消却	4	発行した優先株式を短期間に消却していた類型。
株式交換を伴う複合型	1	
その他	3	
②組織再編型	18	組織再編により、利益剰余金が十分でない会社を設立したことから、その他資本剰余金を原資とする配当を実施した類型。
株式移転	17	従来配当を実施していた会社が、株式移転により利益剰余金がない会社を設立し、従前の株主にその他利益剰余金からの配当ができなくなったことから、その他資本剰余金を原資とする配当を実施した類型。
株式交換	1	従来配当を実施していた会社が、株式交換により利益剰余金が十分でない会社となり、従前の株主にその他利益剰余金からの配当ができなくなったことから、その他資本剰余金を原資とする配当を実施した類型。
③安定配当型	52	
配当の継続	50	従来配当を実施していたが、業績の悪化・低迷により、その他利益剰余金が配当を実施するのに十分でなくなったことから、その他資本剰余金を原資とする配当を実施した類型。
記念配当	1	従来配当を実施していなかった会社が配当を開始するに当たり、その他資本剰余金を原資とする配当を実施した類型。
その他	1	同上
④その他	5	以上の類型に当てはまらないもの。
総計	87	

① 優先株式型

この類型に含まれる第1のケースとして、預託金会員制のゴルフ場経営主体が、経営の安定化を目的として、株式会員制を採用し、従来の会員に優先株式を発行しているケースが4件ある。このケースでは、本来、預託金として一時に還元するはずであった資金が、優先配当金として長期にわたって還元するように変更されている。預託金会員制を採用していたゴルフ場経営主体と株式会員制を採用するゴルフ場経営主体とは経済的に同一であるから、このケースにおけるその他資本剰余金を原資とする配当は、経済的実質としては債務（預託金）の弁済であると考えられる。

第2のケースとして、株主からの償還請求権が付された高配当率の優先株式を積極的に消却しているものが4件ある。このケースにおけるその他資本剰余金を原資とする配当は、優先株式の消却と一体としてみれば、中期の資金調達とその還元ともみなされる。

旧商法における償還株式は、償還義務の履行が償還財源の存在を法定条件とし、かつ、償還財源が配当可能利益に限られていた。これに対し、現行法においては、消却時にその他資本剰余金を減額し、その他資本剰余金がマイナスになる場合は期末に当該マイナス額をその他利益剰余金から減額することになる。すなわち、調達資本の還元は、旧法では資本剰余金を減少させなかったのに対し、現行法では資本剰余金を減少させるのが原則とされている。償還請求権が付された優先株式に関する償還及び配当の運用の実態についてみると、旧法では、すべて利益剰余金の減少であったのが、現行法では、償還は資本剰余金を、配当は利益剰余金を減少させるのを原則とし、一方の剰余金が不足する場合に他方を融通している。

② 組織再編型

株式移転・株式交換後の親会社と株式移転・株式交換前の各会社とは、経済的に同一であるといえる。株式移転・株式交換等の組織再編により、従前の利益剰余金がその他資本剰余金になっていることから、このケースにおけるその他資本剰余金を原資とする配当は、そのほとんどは、経済的実質としては利益剰余金からの配当といえる。

平成13年以前の商法でも、資本準備金の一つとして合併差益が列挙されていた。合併差益に関しては、消滅会社の利益準備金および任意積立金が存続会社または新設会社に引き継がれず、実務界からも不満があったと言われている。すなわち、合併差益を全額資本準備金とする当該規定は、合併後も配当を望む株主にとって合併が不利益に働くということである。

平成11年（1999年）商法改正で、株式交換および株式移転制度が新設された。合併とは異なり、株式交換および株式移転においては、留保利益の完全親会社への引き継ぎは認められない。株式交換の場合は、完全親会社の資本増加の限度額が完全親会社の増加資本額を超過した額は、株式交換差益となる。株式移転の場合は、完全子会社となる会社に現存する純資産額から、完全子会社となる会社の株主に支払いをなすべき金額を控除した額が完全親会社の資本額を超過した額が、株式移転差益となる。これらが、平成13年改正商法においては、その他資本剰余金を構成し、配当可能利益となることとなる。

③ 安定配当型

この類型に属する会社は、従来配当を実施していたが、利益剰余金が配当を実施するのに十分でなくなったことから、その他資本剰余金を原資とする配当を実施した事例が中心である。その理由としては、銀行借入金に対する財務制限条項の順守や、株主に対する継続的な利益還元（配当方針）、一次的な損失による利益剰余金の枯渇といったものが考えられる。

なお、この類型には、組織再編型と同様に、ホールディング・カンパニーも多くみられることから、従前の利益剰余金が組織再編によりその他資本剰余金を構成したケースも含まれていると推察される。また、優先株式発行を伴うものもあるが、いずれも調査対象期間内では原因

を特定することが困難であったため、この分類に含めている。

4. 調査結果の考察と次年度調査への課題

以上について、調査結果を考察すると、資本剰余金を原資とする配当の経済的実質は、大きく二つのパターンに分けられる。

まず一つは、株式の多様化や組織再編手法の多様化に伴う必要性から生じてきたものである。①優先株式型や②組織再編型は、これに該当する。①のケースは、実質的に資金調達の一環として運用されている。優先株式等を通じた資金調達を行い、その返済として、その他資本剰余金による配当が行われている。②のケースでは、利益剰余金であったものが、組織再編に伴いその他資本剰余金として取り扱われたことによるものである。このケースにおいては、その他資本剰余金は、実質的な配当可能利益（払込資本ではなく、留保利益）を構成していたと考えられる。

二つ目のパターンは、払込資本の性質を有しながら配当可能利益を構成するケースである。③安定配当型は、これに該当する。平成13年の改正商法により、配当財源が拡大されたと解釈され、運用された事例である。

次年度においては、①のケースについては資本と負債の区分と関連して、また、③のケースに関しては、払込資本と留保利益の区分に関連して、追加的な調査と考察を行いたい。

(参考) 調査結果の詳細－抜粋

① 優先株式型

• ゴルフ場経営主体の株式会社化

会 社 名	適 用
リオフジワラカントリー	<ul style="list-style-type: none"> 創業以来その他利益剰余金がマイナスである。 従来、藤原カントリー(株)が、預託金会員制により、リオフジワラカントリークラブを運営していたが、2005年7月、「経営の安定化・財務体質の強化等」を目的として、100%子会社の(株)リオフジワラカントリーを設立して同クラブの運営を委託し、(株)リオフジワラカントリーが、株式会員制により、同クラブを運営することとなった。 (株)リオフジワラカントリーは、2005年7月、藤原カントリー(株)から300百万円の出資を受けて設立され、同年9月、会員1,028人に対し、7,375株の優先株式(累積的、非参加的、議決権なし(2年連続無配の場合は、議決権が復活する。)、譲渡制限付き)を発行価額500千円で発行し、1,843百万円を資本に組み入れた。その後、2006年5月に減資を実施して、2,043百万円を資本金からその他資本剰余金へ振り替えた。 第3期(2008年6月期)及び第5期(2010年6月期)において、資本剰余金を原資とする配当を実施している。
太養興産	<ul style="list-style-type: none"> 創業以来利益剰余金がマイナスである。 第3期、第4期、第5期、第6期において、優先株式に対する配当を行うため、その他資本剰余金を原資とする配当を実施している。(優先株式は、第2期において発行されており、第2期の剰余金の配当が発効したのが第3期である。) 預託金会員制の養老カントリークラブについて、「更なる経営の安定化・財務体質の強化等」を目的として、株主会員制を導入した。(預託金会員が預託金債権を出資して優先株式を取得する。) 第2期に減資を行い、1,196百万円を資本金からその他資本剰余金へ振り替えた。
明世カントリークラブ	<ul style="list-style-type: none"> 創業以来優先株式のみに対し配当を実施している。 預託金債権の現物出資により設立。明世カントリークラブについて、「経営安定化」を目的として、株主会員制を導入した。 第2期(2006年9月期)に減資を行い、2,008百万円を資本金からその他資本剰余金へ振り替えた。 第2期に特別損失1,937百万円を計上し、以後、利益剰余金がマイナスとなっている。 第3期、第4期、第5期、第6期(2010年9月期)において、資本剰余金を原資とする配当を実施している。

• 短期消却

会 社 名	適 用
G A B A	<ul style="list-style-type: none"> • 調査対象年度における、（その他資本剰余金からの填補を除く）繰越利益剰余金はマイナスである。 • 第7期（2007年12月期）において、旧GABAを吸収合併し、長期借入金3,150百万円を返済するとともに、第1回A種優先株式（累積的、非参加的、無議決権、株主からの取得請求権付き、会社からの取得条項付き。優先配当金は、基本的に、その払込金額に、LIBOR + 0.5%を乗じた金額である。）320株（㈱大和証券グループ本社200株、(有)ジュピターインベストメント120株）を発行して3,200百万円を調達している。 • 第7期の吸収合併により、抱合せ株式消却損3,485百万円が発生した。 • 第8期において、資本金を1,600百万円、資本準備金を1,550百万円それぞれ減少させて、その他資本剰余金を3,150百万円増加させ、第9期において、繰越利益剰余金の填補2,195百万円を実施している。 • 上記の優先株式は、第9期に932百万円で93株（原資はすべてその他資本剰余金）を、第10期に491百万円で49株（原資はほぼすべて繰越利益剰余金）を、第11期に250百万円で25株（原資はすべて繰越利益剰余金）をそれぞれ取得・消却している。 • 上記の優先株式に対しては、1株当たり65千円～241千円の配当を実施している。
東日本ハウス	<ul style="list-style-type: none"> • 第37期 当期純損失8,777百万円（訂正後9,150百万円）を計上。 • 第38期 減資4,000百万円・資本準備金取崩4,777百万円により欠損填補するとともに、第三者割当増資（(有)東日本ハウスホールディングス（㈱ジェイ・ウィル・パートナーズが管理運営する。）に対する普通株式及びA種優先株式（残余財産分配に関する優先）の割当）4,000百万円を実施するが、当期純損失7,149百万円を計上。 • 第39期 減資4,000百万円・資本準備金取崩3,144百万円により欠損填補するとともに、第三者割当増資（MHメザニン投資事業有限責任組合（みずはキャピタルパートナーズ(株)が運営する。）に対するB種優先株式4,000千株の割当）4,000百万円を実施。B種優先株式は、累積的・非参加的・株主からの取得請求権付き・会社からの取得条項付き・無議決権株式であり、配当金は、その払込金額に、第39期～第41期は7%、第42期～第44期は8%、第45期以降は9%をそれぞれ乗じた金額である。 • 第40期 「B種優先株式に対する配当金の支払、繰越損失の処理、その他柔軟な資本政策の展開を可能とするための原資を確保する」（招集通知）ことを目的として、資本準備金2,000百万円全額を取り崩し、欠損填補556百万円を実施するとともに、B種優先株式につきその他資本剰余金を原資とする配当209百万円を実施した。 • 第41期 その他資本剰余金期首残高1,480百万円中の1,073百万円を原資として、B種優先株式1,000千株を消却。 • 第42期 B種優先株式500千株を消却。原資は、その他資本剰余金の期首残高全額407百万円及び繰越利益剰余金167百万円。

• 株式交換を伴う複合型

会社名	適用
コバレントマテリアル	<ul style="list-style-type: none"> • 東芝セラミックス(株)のMBOを行うためのSPCである。平成18年12月、東芝セラミックス(株)の株式公開買付け、平成19年3月に同社と株式交換を行い、同年6月に同社を吸収合併している。 • 旧東芝セラミックスの株式交換前最終の決算期(2006年3月期)のB/S上のその他利益剰余金は8,938百万円である。 • 第1期(2007年3月期)において、 <ul style="list-style-type: none"> ✓ 当期純損失1,993百万円を計上し、その他利益剰余金がマイナスとなる。 ✓ 普通株式27,819百万円、及び、A種優先株式25,000百万円(中央三井プライベートエクイティパートナーズ第六号投資事業有限責任組合)(累積的、非参加的、無議決権。ただし、「配当を行う場合」に優先配当を実施する。)を発行している。 ✓ 資本剰余金33,575百万円を取り崩してその他資本剰余金を増加させている。 • 第2期から第5期(2011年3月期)までは、上記のA種優先株式に対して、その他資本剰余金から配当している。いずれの期も、その他利益剰余金がマイナスである。 • なお、第5期の配当は、その他利益剰余金のマイナスが大きく、配当可能額を超過していたことが発覚したので、臨時株主総会決議により取り消されている。 • 優先株式の消却は、現状では行っていない。

② 組織再編型

• 株式移転

会社名	適用
テクノホライズン・ホールディングス(HD)	<ul style="list-style-type: none"> • 2010年4月、(株)エルモ社及び(株)タイテックの株式移転により設立。 • 株式移転完全子会社のうち、最終B/S(株式移転前最終の決算期をいう。以下において同じ。)上のその他利益剰余金及びその他資本剰余金は、次のとおりである。 <ul style="list-style-type: none"> (株)エルモ社 946百万円、351百万円 (株)タイテック 965百万円、1,150百万円 • (株)エルモ社、(株)タイテックとも每期配当していた。 • 株式移転後、その他資本剰余金から配当。
テレビ東京HD	<ul style="list-style-type: none"> • 2010年10月、(株)テレビ東京、(株)BSジャパン及びテレビ東京ブロードバンド(株)の株式移転により設立。 • 株式移転完全子会社のうち、最終B/S(株式移転前最終の決算期をいう。以下において同じ。)上のその他利益剰余金及びその他資本剰余金は、次のとおりである。

	<p>(株)テレビ東京 25,025百万円、0 テレビ東京ブロードバンド(株) ▲488百万円、0 (株)B S ジャパン ▲18,341百万円、0</p> <ul style="list-style-type: none"> 旧(株)テレビ東京は、每期配当していた。旧テレビ東京ブロードバンド(株)および旧(株)B S ジャパンは、配当可能額なく直近3期は無配であった。 株式移転後、その他資本剰余金から配当。
ミライトHD	<ul style="list-style-type: none"> 2010年10月、大明(株)、(株)コミュニチュア及び(株)東電通の株式移転により設立。 株式移転完全子会社のうち、最終B/S（株式移転前最終の決算期をいう。以下において同じ。）上のその他利益剰余金及びその他資本剰余金は、次のとおりである。 大明(株) 30,785百万円、0 (株)コミュニチュア 33,043百万円、150百万円 (株)東電通 5,501百万円、0 大明(株)、(株)コミュニチュア、(株)東電通とも每期配当していた。 株式移転後、その他資本剰余金から配当。

• 株式交換

会社名	適 用
クリエイイトSD・HD	<ul style="list-style-type: none"> クリエイイトSDホールディングスは、非上場会社であったが、第12期期首に上場会社のクリエイイトエス・ディーを株式交換により完全子会社とし、自ら上場会社となる。 クリエイイトエス・ディーの株式交換前の最終のB/S（第3四半期）における利益剰余金は22,135百万円、利益準備金は13百万円である。 第12期に株式交換により資本準備金が23,595百万円増加したが、そのうち15,000百万円を取り崩してその他資本剰余金を増加させている。 株式交換後も每期利益計上し、繰越利益剰余金はプラスであるが、その金額は厚くなく、配当額に及ばない。第13期にその他資本剰余金から配当。 クリエイイトエス・ディーは、每期利益を計上し、安定配当していた。

③ 安定配当型

• 配当の継続

会社名	適 用
トナミHD	<ul style="list-style-type: none"> 第86期（当期純損失6,025百万円）、第88期（当期純損失1,589百万円）、第89期を除き、黒字計上。每期安定配当を行っている。 第83期期首のその他資本剰余金は0。 <ul style="list-style-type: none"> ✓第83期 資本準備金1,350百万円をその他資本剰余金に振替。 ✓第84期 資本準備金1,050百万円をその他資本剰余金に振替。 ✓第85期 資本準備金8,741百万円をその他資本剰余金に振替。

	<ul style="list-style-type: none"> 第87期～第89期 その他資本剰余金から配当（第88期は、前期末配当は利益剰余金から、当期中間配当は資本剰余金から配当）。 2008年10月1日（第89期期中）に会社分割により純粋持株会社に移行。
マルハニチロHD	<ul style="list-style-type: none"> 第5期（2009年3月期）に当期純損失8,159百万円（投資有価証券評価損11,040百万円）を計上し、その他利益剰余金がマイナスに転落した。 第6期（2010年3月期）においてその他資本剰余金を原資とする配当を実施している。
岡藤HD	<ul style="list-style-type: none"> 第2期（2007年3月期）に当期純損失1,790百万円を計上し、その他利益剰余金がマイナスに転じた。同時期に、資本準備金を取り崩してその他資本剰余金を増加させている。 第3期（2008年3月期）、第4期（2009年3月期）及び第6期（2011年3月期）において、その他資本剰余金を原資とする配当を実施している。 第3期及び第6期は、その他利益剰余金がマイナスである。第4期は、その他利益剰余金がプラスではあったが潤沢ではなく、その他利益剰余金を原資とする配当とその他資本剰余金を原資とする配当を併せて前期の水準の配当を実現している。
SmartEbook.com（旧フォーサイド・ドット・コム）	<ul style="list-style-type: none"> 創業以来第5期（2004年10月期）までは継続的に当期純利益を計上していた。 第6期（2005年10月期）に11,018百万円の当期純損失を計上し、当期末処理損失が発生した。 第8期（2007年12月期）には繰越利益剰余金がプラスに回復したが、第9期（2008年12月期）には1,197百万円の当期純損失を計上し、繰越利益剰余金が再びマイナスになった。 第7期（2006年12月期）、第10期（2009年12月期）及び第11期（2010年12月期）において、資本剰余金を原資とする配当を実施している。
USEN	<ul style="list-style-type: none"> 第40期（2004年8月期）までは、業績不安定ながらその他利益剰余金はプラスであったが、剰余金の配当は実施していなかった。 第41期（2005年8月期）以降每期赤字を計上し、同期末以降その他利益剰余金がマイナスとなっている。 第42期（2006年8月期）、第43期（2007年8月期）及び第44期（2008年8月期）において資本剰余金を原資とする配当を実施している。 新たな外資系大株主が頻繁に登場していることが特徴である。 <ul style="list-style-type: none"> ✓2005年8月期末、ドイチェバンク ✓2006年8月期末、HSBC、UBS ✓2007年8月期末、GSTK 2
アルテック	<ul style="list-style-type: none"> 業績不安定（第24期～第27期黒字、第28期・第29期赤字、第30期黒字、第31期赤字、第32期黒字、第33期～第35期赤字。）であったが、第32期を除き、継続して安定配当を行っている。 第32期は、資本準備金、利益準備金及び別途積立金の取崩しにより欠損填補（無配）。 第36期（2010年3月期）において、その他資本剰余金から配当。

サンリオ	<ul style="list-style-type: none"> 第43期（2003年3月期）末、第45期（2005年3月期）末、第49期（2009年3月期）末に当期末処理損失又は繰越利益剰余金のマイナス残高が発生している。 第44期（2004年3月期）及び第46期（2006年3月期）は無配である。 第45期において9,999百万円の増資を実施した。うち5,000百万円は、金融機関（東京三菱銀行、みずほコーポレート銀行）に対するB種類優先株式（累積的、非参加的、配当年率 TIBOR + 4.0%、無議決権）の発行によるものである。第46期以降第51期に至るまで毎期B種優先株式に対しては、1株当たり450円前後の配当を実施している。 第50期（2010年3月期）においては、普通株式を含め、その他資本剰余金を原資とする配当を実施している。
リズム時計工業	<ul style="list-style-type: none"> 当期純損益については、第74期～第85期のうち、赤字は、第74期（6,511百万円）、第76期（4,408百万円）、第82期（291百万円）、第83期（1,808百万円）のみ赤字。 配当については、第75期～第86期のうち、第75期、第77期、第84期のみ無配、その他の期は安定配当。 第85期において、その他資本剰余金から配当。（期首繰越利益剰余金がプラスではあるが、128百万円と厚くなく、第85期の配当額252百万円を下回っている。その他資本剰余金は、第78期の期首において6,000百万円あり、その後、主として自己株式の消却により減少しているが、第86期の期首においても2,628百万円の残高がある。） 配当政策として、「継続的かつ安定的な配当を基本」としている。概ね10億円以上の多額の赤字を計上した期の後は無配とし、その他の場合は、安定配当を行うが、第85期のみは、繰越利益剰余金が僅少であったことから、その他資本剰余金を原資とする配当を実施したものとみられる。
富士通	<ul style="list-style-type: none"> 繰越利益剰余金（当期末処分利益・当期末処理損失）期首残高 <ul style="list-style-type: none"> ✓第103期・第104期 マイナス。 ✓第105期～第107期 プラス。 ✓第108期 マイナス。 ✓第109期～第112期 プラス。 第100期～第112期では、第104期のみ無配。 第103期は、任意積立金の取崩しにより配当。 第108期において、その他資本剰余金から配当（前期期末配当分。）（有価証券報告書の配当政策によれば、「…単独決算は当期純損失を計上し、株主資本を毀損した状態にあります。この損失の計上により将来の財務リスクが軽減されたこと、現金支出の伴う損失ではないこと、また、今後も収益は回復基調にあり、継続して安定的な収益及びキャッシュ・フローを見込んでいることから、株主の皆様への安定的な剰余金の配当を継続するため…」と説明されている。）。 第103期末までその他資本剰余金なし。第104期において、資本準備金取崩300,000百万円により、その他資本剰余金を増加させている。